

平成29年度第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成29年9月28日 午前9時～午前9時55分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (12名)
高石俊治夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・伊藤正枝・永野博隆
4. 欠席委員 和田正夫・澤田順一
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 伊藤敏雄 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第4条による許可申請について |
| 第2号議案 | 農業振興地域整備計画変更に係る農用地区域変更協議について |
| 第3号議案 | 非農地認定について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 |

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：おはようございます。只今から平成29年度第5回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の委員は和田正夫委員です。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。平成29年度の第5回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。8番、川井委員、9番、仁井田委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第4条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第4条による許可申請について説明します。今回は1件あります。転用の申請については、町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。申請人、 番地、 さん。土地は相川字石山30番2、地目現況とも田、面積578平米。同じく31番1、地目田、現況 休耕田、面積138平米。場所は、申請人宅から惣次谷に向かう上手に行った町道沿いが31番1、そこから山手に上がったところが30番2です。転用目的は30番2は畜舎、31番1は農業用倉庫として利用予定です。なお、土地についてはいわゆる農振農用地、農業振興地域の農用地ですが、農業用施設用地への用途変更ということで県より軽微な変更の承諾をもらっています。いずれも隣接農地はありません。立地基準、一般基準、書類、現地確認等の結果、許可できる案件であると判断致します。以上です。

会長：担当の川井委員から補足説明がありますか。

川井委員： ありません。

会長：ちょっと離れた場所ですか。

川井委員： さんのところから300メートルぐらい本山線の旧道を上へ行ったところで、小さい面積の所は道端です。

会長：畜舎は水がたくさん必要ですか。

川井委員：水は必要です。近くの谷から田にひいていましたので十分あるでしょう。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法4条について許可することに異議ございま

せんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて第2号議案について説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第2号議案農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけですが、今回は個別の除外申請7件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。1件目について、申請人は

番地、さん。土地は土居字北ノ土居184番地1、69平米。同じく185番地、89平米。地目現況とも畠。場所は役場の隣で申請人の家の隣接地です。現在同居している孫の居住用住宅に転用予定です。

会長：担当農業委員の近藤委員から補足説明がありますか。

近藤委員：ありません。

会長：この件について質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。2件目についてお願いします。

事務局 秦泉寺：2件目について、申請人は番地、さん。土地は土居字北ノ土居207番3、37平米。同じく219番2、181平米。地目 畠、現況 宅地です。場所は役場隣の保健センターの駐車場の前です。明治の頃より宅地ですが、地目が畠であったため数十年前に農振農用地の指定をしたときに指定がかかつてしましました。今回、住宅の新築に伴いこのことがわかり申請があったものです。除外後は非農地証明予定です。

会長：担当農業委員の近藤委員から補足説明がありますか。

近藤委員：ありません。

会長：この場合、現況が宅地ですが、どこかでエラーがあったということですか。

事務局 秦泉寺：家を建てたときに地目の変更をしていなかったため、農振農用地の指定をしたときに、地目が畠であったので指定をしてしまったのではないかと思います。

会長：課税はどうなっていますか。

事務局 秦泉寺：課税は現況課税ですので宅地で課税されています。

会長：わかりました。他に質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。3件目についてお願いします。

事務局 秦泉寺：3件目について、申請人は番地、さん。土地は土居字北ノ土居208番1、119平米。同じく218番、13平米。地目 畠、現況 休耕畠です。場所は役場隣の保健センターの駐車場の前です。住宅新築に伴い駐車場へ転用予定です。

会長：担当農業委員の近藤委員から補足説明がありますか。

近藤委員：ありません。

会長：この件について質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。4件目についてお願ひします。

事務局 秦泉寺：4件目について、申請人は

さん。土地の所有者は 番、 さん。土地

は溜井字デバリダ1326番1、地目 田、面積1,685平米のうち27.01平米。携帯電話無線基地局に転用です。場所は溜井の長和集会所の上の方です。携帯電話無線基地局については農地法施行規則第15条の農地の権利移動の制限の例外により農地法5条第1項の農地転用許可は不要ですが、農振農用地からの除外は必要となっています。例外規定により届出後直近の除外受付となります。以上です。

会長：担当の長野委員から補足説明がありますか。

長野委員：長和の集会所の所です。

会長：こういったものは契約の期間があるのですか。

事務局 秦泉寺：その部分の契約関係については提出が必要な書類となっていないので事務局では把握できていません。

会長：鉄塔が建っている間は除外になるのですか。

事務局 秦泉寺：一度、除外をすると再び編入しない限り除外されたままです。

会長：鉄塔の場合は全て申請があるのですか。

事務局 秦泉寺：農地に立つ場合のみ申請があります。

会長：本件について質疑ありませんか。

仁井田委員：面積1,685平米のうちというのは1326番1が1,685平米で、そのうちに鉄塔の面積が27.01平米ということですか。

事務局 秦泉寺：そうです。道路際の27.01平米のみを除外します。

仁井田委員：用地は取得済みですか。

事務局 秦泉寺：既に貸し借りの手続きは済んでいます。

事務局長：1筆の田んぼの中に鉄塔が建つので、田んぼの部分はそのまま鉄塔が建つ部分のみ農振地から除外するということです。おそらく登記の変更まではしないでしょうから地目は田のままだと思います。3件目と4件目では除外の面積がちがいますが、基地局の大きさに合わせて除外の面積も異なるようです。

会長：電力の電柱を農地に建てた場合はどうなりますか。

事務局長：同じく除外は必要になるでしょう。

川井委員：農地の中に電柱を建てることはあまりないようです。支線も畦畔の方に張りますし。

事務局 秦泉寺：地目が原野の場合は届は不要です。

会長：他に質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。4件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。5件目についてお願ひします。

事務局 秦泉寺：5件目について、申請人は4件目と同様です。土地所有者は

番、 さん。土地は東石原字井ノ谷1843番1、地目 畑、面積84平米のうち9平米。携帯電話無線基地局に転用です。場所は郷ノ峰トンネルの手前の方です。以上です。

会長：担当の窪内委員から補足説明がありますか。

窪内委員：ありません。

事務局長：トンネルの残土を置く予定地の近くです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。5件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。6件目についてお願ひします。

事務局 秦泉寺：6件目について、申請人は5件目と同様です。土地所有者は 番、
さん。土地は東石原字川崎9番5、地目 畑、面積136平米のうち9平米。携帯電話
無線基地局に転用です。場所は近藤さん自宅前です。以上です。

会長：担当の伊藤正枝委員から補足説明がありますか。

伊藤正枝委員：畠ですがごく一部だけです。

会長：土地の所有者はお父さんではなく クンになっているのですね。

事務局 秦泉寺：そうです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。6件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。7件目についてお願ひします。

事務局 秦泉寺：7件目について、申請人は 番、 番、 さん。土地は地蔵寺
字主屋敷400番2、地目 畠、面積1,130平米のうち33平米。家の墓地に転用です。
場所は さん自宅隣接地です。以上です。

会長：家の西のようです。本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。7件目の除外について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。異議なしと回答することに決定しました。第3号議案についてお願ひします。

事務局 秦泉寺：第3号議案非農地認定について説明します。本議案については、平成28年度までの農地利用状況調査等を通じて農業委員さんまたは土地所有者の方から遊休農地であって非農地認定を希望があった農地で、農業振興地域の農用地区域内農地から除外が終了した土地を一括して、資料の3ページ以降に掲載しています。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる基準となっています。掲載分は10年以上耕作されていない土地、または転用してから20年以上経過しており、農地に復旧が困難な土地です。現地確認については各農業委員さん等が農地利用状況調査で確認していただいており、非農地認定ができる案件であると判断しております。前任の農業委員が確認している場合もあるかと思います。今回は筆数が多いですので図面は付けておりません。合計で9ヘクタール余りになります。以上です。

伊藤弘康委員：これからどんどんこういったところが増えていくのでしょうか。

会長：このような案件はめったに出てこない案件です。土佐町の場合はほとんどの農地が農振の網がかかっています。ただ今後は不在地主だったり不便なところから、ケースバイケースだとは思いますがこういったケースが出てくるのではないかと思います。農業委員として認識を持っていただきたいと思います。質疑等あろうかと思いますが、ここに上がっている土地は10年以上耕作されていない土地、または転用してから20年以上経過している農地で復旧困難な土地と言ふことでみなさんの意見を聞いての審議としたいと思います。

伊藤弘康委員：これらの土地は、再度農地に復旧することはできるのですか。

事務局 秦泉寺：農地に復旧することはできますが、農振農用地にすることは基盤整備が入るとか特段の事情がないとできません。

伊藤弘康委員：例えば、新規に農業をしたい人が購入して農業をすることはできるのですね。

事務局 秦泉寺：できます。できますが、ここにあがっている農地は車で行けないところが大半です。

会長：農機具メーカーが耕作放棄地を再生する事業もしているようですが、道もあってコンバインも入るような所でないとなかなか難しいでしょうね。

事務局長：今まで宮古野のように土地改良区を作つて基盤整備をしてきていましたが、今はそれがなくなつて30年度から國の方も農業者の負担なしで基盤整備できるような事業を予定しています。ただ、基盤整備後に認定農業者が農地の8割を利用集積するとかの条件があつて、2、3軒の個人がせまち直しをしたいといった事業はなかなかありません。

会長：他の条件も厳しすぎて、土佐町ではできないのではないかと思います。

伊藤弘康委員：自分は高須で作つているが片方の谷から大雨の時に水があふれて土砂が入つて苦労しているので、整地したりするのに補助はないですか。

事務局長：県の事業ではあるかもしれませんが負担金は必要だと思います。

川井委員：粘土層とか地滑りで高須は基盤整備をしていても事業に乗らないところもあります。

事務局長：棚田の所で基盤整備をすると元の面積からは減るので、個人負担をしてまで、という意見もあるようです。

伊藤弘康委員：2反で20枚ぐらいあるので、自分でもしたいとは思つてゐるが。

会長：他にありませんか。

仁井田委員：この中で、地蔵寺の3505番は面積が3,000平米以上あります。

事務局 秦泉寺：この場合は1筆の中に何枚かの田と畦畔も含まれています。1枚で3反ではないです。国調をした時期が古いとそういった取り方をしている場合もあります。

仁井田委員：1枚で3反以上あればもつたいないと思ひまして。

伊藤弘康委員：非農地となつたら課税は高くなりますか。

事務局長：課税は現況で課税しているのであまり影響はないと思います。

仁井田委員：もう1点いいでしようか。この前の研修会で、こういった農地を人農地プランにあげて、中間管理機構に預けるとか言つてゐましたが、それはできるのですか。

事務局長：借り手がいれば機構も借り受けをするでしょうが、なかなかいらないと思います。

会長：中間管理機構が間にいると契約期間も長くなります。本件について他に質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として認定することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よつて本件は非農地として認定することに決定しました。次の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：第4号議案農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について、説明します。事前に資料が配布で来ておらず申し訳ありません。今年度、新規就農予定の方がスナップエンドウで就農計画をたて、次世代人材育成投資事業、旧の事業名、青年就農給金の交付を希望していることもあり、基本構想の當農指標にれいほく八菜でもあるスナップエンドウ追加の変更をしたいため、農業委員会に町長より意見を求められています。交付金を受けるには基本構想に掲載している品目でないと交付が受けられません。また、あわせて新規就農者が取り組みやすいシットウについても追加しております。シットウは以前、指標に入つてゐましたが生産者の減少に伴い外していましたが、今回復活させています。他の内容については数値などを直近の調査結果に変更しておりますが、大きい変更はありません。以上です。

会長：今日、今見てすぐには判断しづらいかと思いますが、大きな変更点はシットウを復活させて、スナップを追加したことです。れいほく八菜でないと交付金の対象とならないのですか。

事務局 秦泉寺：れいほく八菜でないといけないという縛りはないですが、土佐町で経営が成り立つであろう品目を入れています。

事務局長：6ページ以降に新たに農業を始める方が農業所得の目標を200万円程度としていて、それを目指すには、例えばカラーピーマンであればこれぐらいの面積が必要だという指標です。計算通りにいかないことはあるとは思いますが。

会長：僕は10年ぶりにピーマンの収量が良かったですが、単価が悪くて収益は伸びませんでした。農協や市場の手数料を引かれると手元には残りません。スナップで100万稼ぐとなると大変な努力がいると思います。

仁井田委員：青年就農給付金はいくら交付されるのですか。

事務局 秦泉寺：経営開始型で年間最大150万円を最長5年です。収入が増えるにしたがって交付額は減りますのではなく満額もらえるわけではありません。

会長：年齢制限はありますか。

事務局 秦泉寺：就農時45歳未満となっています。

会長：県も町も人口流入で言うけれど1ターンして新規就農して成功した人がどれだけいるでしょうかね。厳しいと思います。農機具の設備投資も大変です。町も続けて農業ができる振興策が必要だと思います。

事務局 秦泉寺：今年度から制度の変更もあって、新規就農者には行政、町や普及所、農協、農業委員会も入ってのサポート体制をとることが必須となっています。交付金の交付期間の1.5倍は就農していないと交付金の返還ともなりますので、今まで以上に慎重な審査も必要になるかと思いますが、農業委員さんにおかれでは品目等が合えばご協力をお願いしたい所です。

伊藤弘康委員：返還と言っても返還できる余裕はないと思います。

事務局 秦泉寺：保証人などをたててもらいたいと思います。

仁井田委員：指標で資本装備の倉庫や機械については補助制度がありますか。

事務局長：ハウスについては農協を通じのレンタルハウスの制度もありますが、今年度から町の要綱も改正して10分の9まで補助金をつぎ足すようにしました。自己負担は10分の1と消費税です。機械については、町の単独事業で新規就農者には補助率が2分の1で上限50万円までの補助制度を設けました。補助金で賄えるわけではありませんが、本年度も2名の方が事業利用予定です。

会長：申請するにもハードルが高いです。新規就農者についてはいろいろとありますが、4号議案について採決を行います。本件の基本構想案について異議なしと回答することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって基本構想案について異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。事務局から他にありますか。

事務局 秦泉寺：29日に上期の委員報酬の振込予定ですのでまたご確認ください。次回の農業委員会は10月27日、金曜日です。以上です。

会長：それでは以上で第5回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

高木義治

議事録署名委員

仁井田弘康

議事録署名委員

仁井田高志郎